資料　5

放課後子どもプラン推進事業について

■政府における放課後対策に関する最近の主な経緯

○ 放課後子どもプランの推進（平成 19 年度～）の評価

・子どもルーム（厚生労働省）と放課後子ども教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等

【主な課題】子どもルームと放課後子ども教室を別々に行うなど連携が不十分

■平成 26 年 7 月 31 日「放課後子ども総合プラン」の策定（※放課後子どもﾌﾟﾗﾝは廃止）

【目的】①共働き家庭等の「小１の壁」を打破　②次世代を担う人材を育成

⇒全児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした子どもルーム及び放課後子ども教室を計画的に整備することを目指す。

都道府県等の取組み

○ 平成 31 年度に達成されるべき、一体型の目標事業量の設定

○「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化

○「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用等、総合的な放課後対策のあり方に関する協議

■千葉市の取組みについて

1　放課後子どもプランへの対応

放課後子どもプランの推進（計画の推進と評価）を担保するため、上位計画等に位置づけを行った。

・第 5 次生涯学習推進計画（H27～H33）

放課後に魅力的な「体験・学び」の機会を充実させるため、放課後子ども教室を充実する。

【実施日数】21.2 日（H27 現状）⇒30 日（H30）※H33 目標は中間見直し時に設定

・千葉市子どもプラン（H27～H31）

すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにする。

【一体型の教室・ルームの整備】77 校（H26 現状）⇒102 校（H31）

【総合的な対策の推進】委員会と市長部局との連携強化により、総合的な放課後対策に取り組む。

2　現在の取組み状況・今後の方向性

総合教育会議における審議等も踏まえ、平成 28 年度より、放課後子ども教室において「学ぶきっかけ」の提供についてモデル事業を実施

・実施結果を踏まえ、平成 30 年度以降全校へ順次拡充（第 3 次実施計画に位置づけ）

・総合的な放課後対策に横断的に取り組むため、平成 27 年 9 月に「子どもの放課後対策に関する検討会議」を設置、方針（案）について検討を進めている。